

附属機関等の概要

附属機関等の名称	備後圏都市計画事業川南土地区画整理審議会
設置根拠	土地区画整理法(昭和29年法律119号)第56条
設置目的	施行地区内の地権者を代表し、その意見を事業に反映させ、事業の適正な運営を図る。また、施行者と地権者の間に立って調整を行うことを目的とする。
設置年月日	2012年(平成24年)3月19日
委員数	10人
公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開
非公開とする根拠 又は理由	原則公開であるが、非公開とする場合の審議内容については備考のとおり (非公開とする根拠) 備後圏都市計画事業川南土地区画整理審議会会議規則第3条の規定により、審議会の決議によって非公開とすることができる。
庶務担当課	神辺支所神辺建設産業課(川南まちづくり担当)
	TEL(084)962-5021
備考	次に該当する場合は非公開とする。 ・審議会の意見を聴かなければならない事項(諮問事項)のうち、地権者の資産の内容等に関する情報(個人情報、法人等情報)を含む内容が審議される場合。 ・審議会の同意を得なければならず(議決事項)のうち、経歴・資格等に関する情報(個人情報)や地権者の資産の内容等に関する情報(個人情報、法人等情報)を含む内容が審議される場合。